

令和7年度ひょうご科学塾実施事業 業 務 仕 様 書

1 事業趣旨

本県では、製造業等において理工系人材確保が難しい状況にあることから、大学生・高校生へのアプローチだけでなく、早期アプローチとして、高校進学・文理選択の前に、理系に興味を持つきっかけを作るとともに、地元企業を身近に感じてもらえるよう、小中学生向けに県内大学と中小企業が共同で出前授業（以下、ひょうご科学塾という。）を実施する。

2 業務の委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

3 委託業務内容

（1）実施機関等と連携したひょうご科学塾の計画

実施機関（大学・県内中小企業）と連携機関（市町教委、小中学校）と連携しながら科学塾の実施計画を作成すること。なお、大学との連携にあたっては、まずは兵庫県立大学（以下、県立大学という。）工学部と連携して計画を作成することとし、実施回数については、十分に目標が達成される回数とすること。

事業の対象は、県内の小学生、中学生及びその保護者とし、目標は左記の参加者数を集計して算出すること（目標：イベント参加者数1,200人（累計））

科学塾の実施内容は、事業趣旨を踏まえた構成とすること（下記は例示であり、実施する回ごとにすべての要素を含む必要はない）。また、事業趣旨を踏まえた取組であれば、例示した内容以外の取組を実施することも可とする。

例示1：「県内製造業・中小企業による高度技術体験授業」

企業による展示・体験授業等を通じ、児童生徒が企業の優れた技術・製品に興味を持ち、製造業への理解が深まる内容とする。

例示2：「大学教員等による科学・理工系体験授業」

大学教員による普段研究で使用する実験装置を使った展示・体験授業を通じ、現段階では理工系に関心が低い児童生徒にも親しみやすい内容とする。

例示3：「保護者等向け中小企業への理解促進ブース」

企業で活躍する社員による製造業・中小企業ならではの魅力や働き方についてのPR、経営者等による中小企業で働くキャリアビジョンの提示等を行い、小中学生に同伴して来場する保護者等にも魅力が伝わる内容とする。

なお、学校側から比較的協力が得られやすい大型連休等の機会を逸しないよう、まずは県立大学と包括連携協定を結んでいる明石市、県立大学工学部の教員と既に連携実績のある姫路市を中心に調整することを想定しているが、実施状況を踏まえて他の市町で実施しても差し支えない。

計画策定にあたっては小学生（低・中・高学年）・中学生ごとに対象を意識した内容とし、県内中小企業の選定においても、極力実施地域に関連する企業とすること。

（2）ひょうご科学塾の実施

実施機関（大学・県内中小企業）と連携機関（市町教委、小中学校）と連携しながら①会場確保、②広報、③当日の運営等を実施すること。

なお、科学塾の実施にあたっては、連携機関の協力を得て小中学校を会場に授業の一環として開催することも、ホール等の会場をレンタルし休日等にイベントとして開催することも可とする。

また、広報に際してはインターネット掲載、チラシ等配布、学校等関係機関等への周知等、多様なツールを使用し、参加者確保に努めること。

(3) 事業拡大に向けた取組

事業拡大に向けた取組として、これまでに接点のない大学・県内中小企業等とも接点確保していくこと。なお、当該取組について目標設定はしないが、積極的な取組については受託者選定時の評価対象とする。

4 対象経費

事業費は、人件費、宣伝広告費、その他事業費とする。

(1) 人件費

ひょうご科学塾の企画・実施運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）、及び出展する県内中小企業等への謝金

(2) 宣伝広告費

ひょうご科学塾の参加者確保に係る広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費、情報サイト使用料等を含む。）

(3) その他事業費

会場使用料、会場設営費、機材等運搬費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、事務機器レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

5 委託業務実施状況の報告

県から求めがあった場合は、随時、業務実施状況について報告するほか、委託業務完了後は、10日以内に業務実績報告書を提出すること。

6 その他

- (1) 令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止または廃止する場合がある。
- (2) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上遂行すること。
- (3) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定める。
- (6) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとする。